



若桜町監査告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年12月28日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 山本 安雄



記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和2年12月24日（木）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲
 - (1) ふるさと創生課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - ①工事・委託事業・備品購入執行状況等について
 - ②ふるさと納税（返礼品含む）の現状等について
 - ③地方創生事業の執行状況について
 - ④その他、所管に関する事項
 - (2) 町営バスターミナル
現金の管理、保管方法等について
その他
 - (3) 移住定住・交流センター
移住定住の現状等について
その他
- 4 監査の着眼点
 - (1) 所管する工事や事業の進ちょく状況は適切か。
 - (2) 3(2)について、現金取扱事務、管理等は適正に行われているか。
 - (3) 3(3)について、事業の現状等はどうか。

5 監査の結果

(1) 3 (1)について

地域情報通信基盤施設において、現在使用しているIP告知端末は整備してから約10年が経過し、耐用年数超過や製造中止等により、継続して使用していくか否かも含めて検討中であることを聞きとった。この端末は災害時等において重要で身近な情報の伝達手段であることをはじめ、テレビ電話機能、暮らしに役立つ情報など、住民にとっては重要なコミュニケーションツールであるとも言える。現状について住民へ周知するとともに、次期端末の導入または端末機器を継続整備しない場合の検討については、様々な事象を想定しながらサービスの低下にならないよう、またなるべく支障を来すことのないよう考慮されることを望む。

その他、所管に関することについては、特に指摘事項なし。

(2) 3 (2)について

特に指摘事項なし。

(3) 3 (3)について

情報発信として有効な手段である「移住定住ホームページ」を、センターの職員が刷新するなど努力が伺われる。人口の増加に向けた様々な戦略が実を結ぶよう期待する。

以上